

令和5年度 伊東市放課後児童クラブ利用案内

1. 放課後児童クラブの概要について

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、各小学校区に設置しています。

開所日、開所時間、利用料金等の詳細は、各放課後児童クラブにお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号	
学童保育わんぱくクラブ	宇佐美小学校内	47-6001	
伊東小学校放課後児童クラブ ※令和5年4月開所	伊東小学校敷地内 ※令和5年4月開校	東っ子学童クラブ	36-2844
		風の子児童クラブ	36-4333
		旭キッズクラブ	38-5775
学童保育どろんこクラブ	南小学校内	45-6937	
大池小学校放課後児童クラブ	大池小学校内	45-0114	
富戸すまいるクラブ	富戸幼稚園内	51-8818	
やんも kids クラブ	八幡野 989-89 鎌倉屋ビル1F	54-6922	
池小学童クラブサニーサイド	池 458-4	27-1211	

※ 伊東小学校放課後児童クラブについては、現在開所準備中のため、利用に関するご質問等は、東小学校・西小学校・旭小学校の各放課後児童クラブまでお問合せください。

2. 利用対象児童について

放課後児童クラブを利用することができる児童は、市内の小学校に就学する児童で、保護者が放課後の時間において、以下の1～5の理由により、家庭で保育することができない児童です。

区分	利用要件・必要書類
1 就労	・保護者が、放課後の時間を含み、月60時間以上の就労をしていること。 (1日4時間、月15日以上)の就労が目安となります。) ・離職等に伴う就職活動期間中に利用する場合、離職日から起算して、90日目が属する月の末日までの利用期間となります。 【必要書類】 就労証明書(就職活動期間中の場合は理由書)
2 就学	・保護者が、放課後の時間を含み、学校等に就学していること。 【必要書類】 在学証明書(学校所定のもの)
3 傷病 障害	・保護者の傷病・障害により、放課後の時間に児童を保育することが困難であること。 【必要書類】 理由書、診断書又は身体障害者手帳等の写し
4 出産	・保護者が、出産予定日の8週前の日が属する月の初日から、産後8週目の日が属する月の末日までであること。 【必要書類】 理由書、母子健康手帳(出産予定日記載のページ)の写し
5 介護 看護	・保護者が、親族等の介護・看護により、放課後の時間に児童を保育することが困難であること。 【必要書類】 理由書、診断書又は介護保険証、身体障害者手帳等の写し

※利用申込者が定員を超える場合には、国が示す優先利用に該当する者が優先されます。

- ・ひとり親世帯の場合
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる場合
- ・児童が障害を有する場合
- ・虐待やDVなどのおそれがあるなどの社会的養護が必要と考えられる場合
- ・兄弟姉妹について既に放課後児童クラブを利用している場合
- ・保護者が放課後児童クラブの支援員として勤務している場合

3. 利用申込の方法について

放課後児童クラブ利用申込書に必要書類を添えて、各放課後児童クラブに提出してください。

- (1) 利用申込書は、利用児童ごとに必要となります。
- (2) 利用申込書に添付する就労証明書、理由書等は、世帯ごとに必要です。
※児童と同居する父・母(内縁関係・事実婚等を含む)について、それぞれ必要です。
- (3) 就労証明書は必ず就労先に作成を依頼してください。
※内容について疑義が生じた場合、市が直接就労先に確認する場合があります。
- (4) 申込書類の記載例は市ホームページに掲載されています。

4. 利用に関する注意事項について

- (1) 放課後児童クラブの利用について
 - ① 保護者会による自主運営を行う放課後児童クラブについては、利用期間中、運営に対する協力を求められる場合があります。
 - ② 放課後児童クラブの運営適正化を図るため、利用期間中に開所日及び開所時間が変更となる場合や利用料金が改定される場合があります。
 - ③ 次の事項に該当する場合、利用の決定を取消すことがあります。
 - ・ 利用申込の内容が事実と相違する場合
 - ・ 放課後児童クラブで定める利用のルールが守られない場合
 - ・ 3ヶ月分以上の利用料金を滞納した場合
- (2) 個人情報の取扱いについて
利用児童に関する情報について、必要に応じて、関係機関等(市・学校・児童相談所・その他専門機関等)と情報共有する場合があります。

5. 利用をやめる場合について

利用をやめる場合は、利用をやめる日までに、利用辞退届を放課後児童クラブへ提出してください。利用をやめる日を遡ることはできませんので、直近の利用がない場合でも、在籍期間に応じて利用料金が発生します。

6. 問い合わせ先について

利用申込に関するご質問、ご不明な点は各放課後児童クラブにお問合せください。

伊東市幼児教育課 幼児教育係 電 話:0557-32-1951 E-mail:youji@city.ito.shizuoka.jp
